

第74号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

- (1) 「地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「改正法」という。）」の改正に伴い、仕事と育児のさらなる両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、部分休業の見直しを行う。
- (2) 職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定める。

2 改正内容

- (1) 部分休業の取得形態の見直し（第14条～第17条）

改正法において、部分休業の取得形態が見直されたことに伴い、現行の部分休業について、取得形態を下記のとおり改正する。

[現在] 正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内

[改正後] 年度ごとに、あらかじめ以下のいずれかの取得形態を選択できるようにする

① (第1号部分休業) 30分を単位として、1日につき2時間以内

② (第2号部分休業) 原則として1時間を単位とし、年度ごとに77時間30分（非常勤職員は平均勤務時間に10を乗じて得た時間）の範囲内

- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等（新設）

職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置について、現在実施している下記の内容を条文に定める。

- ① 職員が妊娠・出産した旨を申し出た場合の育児休業制度等の周知・意向確認
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備

3 施行日

令和7年10月1日

新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項および第2項、第17条ならびに第19条第1項から第3項までおよび第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項および第2項、第17条ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）</p>
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>
<p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第16条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間または職員の勤務時間、休日、休</p>	<p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第16条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間または<u>勤務時間条例第16条の3第</u></p>

改正後	改正前
<p>暇等に関する条例施行規則（平成10年品川区規則第14号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第4項、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年品川区教育委員会規則第4号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第4項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成21年品川区教育委員会規則第4号。以下「学校教育職員勤務時間規則」という。）第33条の3第4項の規定による第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間または当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。なお、勤務時間規則第25条の3第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第6項または学校教育職員勤務時間規則第33条の3第6項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間または第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間または当該第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。</p>	<p>1 項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間または当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間または子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間または当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p>第15条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p>2 <u>勤務時間規則第25条の3第4項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第4項、学校教育職員勤務時間規則第33条の3第4項または勤務時間規則第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第1号子育て部分休暇の申出(申出内容の変更による場合を含む。)をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p>第15条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p>第15条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第6項、学校教育職員勤務時間規則第33条の3第6項または勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>ついては、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p> <p>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</p> <p>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>（部分休業における給与の減額）</p> <p>第16条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項、学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第19条第1項および会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条、学校教育職員給与条例第22条および会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p>	<p>(新設)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項、学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「学校教育職員給与条例」という。）第19条第1項および会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条、学校教育職員給与条例第22条および会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては報酬額）を減額して給与を支給する。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p>

改正後	改正前
<p>第17条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
<p><u>(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第18条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第19条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	
<p><u>(委任)</u></p>	<p><u>(委任)</u></p>
<p>第20条 <u>この条例に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>	<p>第18条 <u>この条例に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>
<p><u>付 則</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	
<p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第15</u></p>	

改正後	改正前
条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	